

IV. 障がい者福祉制度の利用

障がい者の地域生活・社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づくサービスがあります。(障害者総合支援法は、障がい者制度改革により、平成25年4月1日から障害者自立支援法に代わって施行となる法律です。)

障害者総合支援法に基づくサービスには、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)などのサービスを行う「介護給付」、就労移行支援や就労継続支援等を行う「訓練等給付」、「自立支援医療」、相談支援や移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあります。

若年性認知症の人も、これらサービスを利用できる場合があります。

サービスを利用するには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約を行っていただくこととなります。

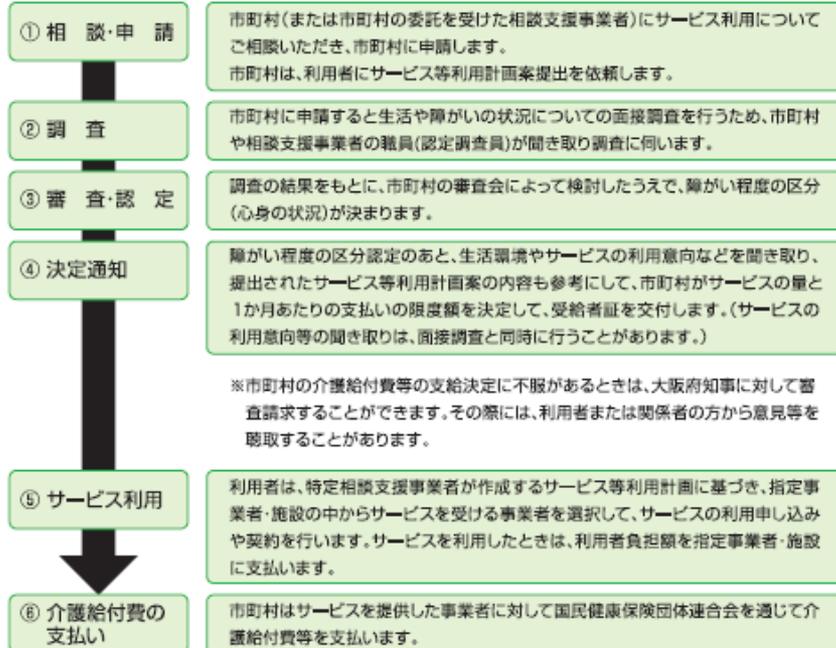
なお、「介護給付」のサービスを受けるには、障がい程度区分の認定を受ける必要があります。

 相談窓口 市町村障害福祉担当課 相談支援事業所

地域の相談支援事業所では

- ・受給者証の交付のための申請手続きや、障がい者福祉手帳の交付手続きの相談を行っています。
- ・その人に合ったサービスの利用を相談してみましょ。

障がい福祉サービスの利用までの流れ



以下に、障害者総合支援法に基づくサービスの概要や手続きを図や表で説明します。
なお、本ハンドブックの目的に照らし、ここでは、障害者総合支援法に基づく様々なサービスのうち、特に若年性認知症の方が利用する可能性が高いと思われるものを抜粋しています。

主なサービスの内容

自立支援給付関係

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	短期入所(ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等サービスを提供
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
計画相談支援給付	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

地域生活支援事業関係

相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの

サービス利用にあたっての負担は、家計の負担能力に応じた負担と食費・光熱水費の実費負担を原則とし、支払う費用の上限月額が、所得に応じて設定されています。

 相談窓口 居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課

V. 当事者交流会、仲間作り

＝交流会や活動の内容＝

交流会とは、認知症の本人同士が知りあい、自由に話し合ったり、お互いの経験を共有することができる場です。病気のこと、ご家族への思い、生活で困っていることの工夫など話し合います。また山登りや花見などの外出行事や音楽、踊りをみんなで楽しむ活動を行っているところもあります。交流の中で本人は「もの忘れがあっても気にしないで話せる」「勇気が出る」「悩んでいるのは自分だけじゃない」という気持ちを持つことができます。専門職の人の中には、本人の前で「認知症」という言葉を出したらいけないと思っている人もいますが、実は本人も病気のことを話し合える仲間を探しています。

◎府内で行われている交流会(本人・家族の交流会)

会の名称	ひまわりの会
問い合わせ先	高槻市高槻北地域包括支援センター 高槻市大字原112番地 電話・FAX 072-687-8010 連絡可能時間：月～土 9時～17時
活動日	毎月1回土曜日
会の名称	ももの会
問い合わせ先	豊中市社会福祉協議会 中央地域包括支援センター豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ 電話:06-6841-9384(代表) FAX:06-6858-3054 連絡可能時間：月～金 8時45分～17時15分
活動日	2カ月に1回程度
会の名称	フェニックス
問い合わせ先	堺市社会福祉協議会 堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内 電話:072-238-3636 FAX:072-238-3639 メール:m.m-reinbo-0413@ezweb.ne.jp
活動日	毎月第3曜日の13時～15時
会の名称	堺・若年性認知症支援の会 アクティブ
問い合わせ先	社会福祉法人野田福祉会 堺市東区南野田34番地 電話:072-230-2300 FAX:072-230-2227 メール:carehouse@harmony.or.jp
活動日	アクティブ・ハッピー モニター 毎月第2水、第4火の午後1時半～3時半
会の名称	希望の灯り
問い合わせ先	社会福祉法人 朋和会 堺市南区御池台5丁 2-2 電話:072-293-4800 FAX:072-298-3396 メール:m-shimozono@s-nenrin.or.jp
活動日	不定期

会の名称	桃山なごみ会
問い合わせ先	桃山学院大学 川井研究室 和泉市まなび野 1-1 電話:0725-54-3131(大学代表) 連絡可:月曜日～金曜日 メール:kawai-takako@andrew.ac.jp
活動日	偶数月第3土曜日
会の名称	岸和田まあるい会
問い合わせ先	岸和田市役所 福祉政策課 岸和田市岸城町7-1 電話:072-423-9467 連絡可:月曜日～金曜日 メール:fukushi@city,kishiwada,osaka.jp
活動日	奇数月の第3土曜日の午後
会の名称	さくらの会(大阪狭山市、富田林河内長野などから集まっています)
問い合わせ先	坂本宅 電話・FAX 0721-33-1893 携帯:090-7554-1039
活動日	第4土曜日 10時～12時
会の名称	日々草の会
問い合わせ先	大阪市社会福祉研修・情報センター 相談支援課内 大阪市西成区出城2-5-20 電話:06-4392-8188 FAX:06-4392-8185 連絡可:月曜日～土曜日
活動日	偶数月の第3土曜日
会の名称	愛都の会
問い合わせ先	大阪市東成区東小橋1-18-33 ばーくす倶楽部内 電話:06-6972-6491 FAX:06-6972-6490 メール:artnokai.01@kjd.biglobe.ne.jp
活動日	毎月の第2日曜日 13時～16時
会の名称	ラブラブ
問い合わせ先	浅香山病院 大阪府堺市堺区今池町3-3-16 電話:072-229-4882(代)
活動日	週1回
会の名称	NPO法人 認知症の人とみんなのサポートセンター
問い合わせ先	大阪市東成区東小橋1-18-33 ばーくす倶楽部内 電話・FAX 06-6972-6490 連絡可:月、火、木、金曜日 メール:dementia_spc@kxe.biglobe.ne.jp
活動日	本人ボランティア、アートワーク FTD(前頭側頭型認知症)家族会 火曜日午後(毎週)、木・金午後(月2回) 3カ月に1回
	歩く会 第4木曜日 10時半～12時



若年性認知症 本人・家族交流会 サポートブック

サポーターは
誰でもなれます
介護経験が
なくてもOK

若年性認知症本人・家族交流会とは

- 同世代の同じ認知症の人や家族との交流を望んでいます。
- ニーズや情報交換したいことも高齢者とは違うので若年性認知症の交流会が必要です。



若年性認知症の方に なぜサポーターが必要か

- 高齢者の家族会と違い、本人も参加されることが多いです。

本人が参加することで

したいことの
発見 できることの
発見

発見してね! → 交流会で実行!

マンツーマンに近い体制のサポーターが必要になります



サポーターの人は!

マンツーマンで関わる認知症の人に対して

- 「〇〇さん「担当」の△△です」ではなく「一緒にする」という言葉で挨拶をしましょう。担当と紹介すると、何か特別扱いではないかと誤解を与えてしまいます。
- サポーター(複数でいる場合は誰か一人)は、本人の傍を離れないように、万が一、離れる場合は他のサポーターに声をかけましょう。視界からなじみのある人が消えると、不安になってしまう人もいます。

本人をお客様扱いしないで、一緒に楽しむように!

- 準備などは、サポーターだけでするのでなく、本人にもできる部分は手伝ってもらってください。



サポーターは何をサポートするの

①持ち物、服装は覚えておいてね

ご本人の持ち物(コート、靴、靴、帽子など)、服装は覚えておいてください(できればメモを)。忘れ物をした時や、持参していないのに持参したと勘違いをされておられる時の言葉が役に立ちます。万が一、所在不明になった時に、服装などが探す時の手がかりとなります。



②スケジュールを覚えておいてね

交流会でのプログラムメニューや場所が変わるときなどに、本人は不安にならることが多いので、サポーターはスケジュールをしっかり頭の中に入れておいて下さい。次に何をするか本人に伝えて一緒に行動して下さい。特に家族と離れる時、大勢の集団が解散するときなどのざわついた雰囲気、不安にならることが予測されます。



③トイレなどのサポート

同性の人がサポートをしましょう。必要な人には、会の最初と最後にトイレの声かけをしてください。行き帰りにトイレに行くことが難しい人もいます。また、自宅でのトイレは一人で使っても、外出先では難しい人がいます。洋式・和式、水洗の方法(自動、ボタン、レバーなど)の違い、手洗いの場所など自宅との違いに戸惑ってしまう時、便座が冷たいと座れなかったり、落ち着かない音があると排泄できないこともあります。その人が、どんな準備を苦手とするか、わかったら同性の人に伝えましょう。



④基本的には介護はしない

トイレのサポートも、オムツ交換など介護が必要になったら、家族に任せましょう。交流会はデイサービスではないので、基本的に介護はしません。このことを、家族の人にもわかってもらいましょう。



⑤臨機応変な行動を

予定していた行動とは違った行動をご本人がされるかも知れません。そんなときは、「決まっていたこと」に固執せず、その場でご本人の気持ちにあわせて行動をしましょう。

本人の交流会では

その1 本人のやりたいことは?

「本人のやりたいこと」主体性を尊重しつつ、想像力も本人がやりたいことを聞いてください。わからないときは、想像力を働かせて、いろいろ試してみましょう。



サポーター:「歌謡しようか?」
本人:「いいえ。」



サポーター:「そっだ! 歌が歌が好きだったな...」



サポーター:「歌謡じゃなくてカラオケにしようか?」
本人:「うん!」



「カラオケ」

その2 場所もみんなで作ろう!

ご本人が考える場、つながる場所を一緒に作ってもらいましょう。



その3 本人の居場所とは?

隣りが好き?
サポーターの隣が好き?



話しかけている方が好き?
静かな方が好き?



その4 ご本人同士のつなぎ役

ご本人同士のつながりを意識的に作って下さい。サポーターと2人だけの世界に入ることがマンツーマンではありません。認知症の人がただ集まっただけでは、誰が自分の仲間なのか、誰が自分に共感してくれる人なのか、誰が自分と同じ病気を抱えている人なのか、本人同士が同じ病気を抱えている仲間として話し合えるようにつなぎ役をしてください。



その5 介護サービスとは違います

交流会で介護サービスを提供するものではありません。本人たちが望んでいるサポーターは、「友人として一緒に時間を共有してくれ、その中で困ったことや苦手なことがあれば、さりげなく手伝ってくれる人」です。友人として、または、人生の後輩として一緒に時間を楽しむ気持ちでサポートしてください。



その6 主役は本人

サポーターは黒子です。会の活動内容を決めるのに、サポーターだけで決めないで、みんなで決めましょう。サポーターだけが一方的に話をしたり決めたりするのはNO!



家族交流会

家族交流会は、同じ立場の者同士がサポートしあう場です。

*サポーターは...

- 怒の交通整理役
- 助言は求められた時に

*今すぐには、家族交流会への参加を望まない人に...

- 「いつでも来て下さい。あなたの話をいつでも聞きますよ」と発言することが大切です。



お問い合わせ先

特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター
〒537-0024 大阪市東成区東小橋1-18-33
電話: 06-6972-6490 ホームページ: <http://minnanospc.grupo.jp/>
FAX: 06-6972-6492 若年性認知症の各地の交流会やサポート情報を載せています



VI. 生活へのアドバイス

1. 1日の過ごし方

仕事を辞め、主に家族とだけ過ごしていると安心の一方で家族がいないと落ち着けなくなることもあります。認知症の進行予防のためには、食事や休息の取り方に気を付けるとともに、家族以外の人との交流をはかりましょう。

脳を活性化する食事

次のような食品は、アルツハイマー病の原因となるアポリポ蛋白を貯めにくくするといわれます。しかし、食べ過ぎないことも重要だといわれています。

DHAやEPA	さば、いわし、ぶり、さんま、うなぎなど青の青い魚
カテキン	緑茶など
クルクミン	ウコンなど
ポリフェノール	チョコレートなど



脳の酸化防止に役立つといわれるビタミンB、C、E、βカロチンを多く含むものもよいといわれています。

ビタミンC・βカロチン	くだもの、野菜など
ビタミンE	アーモンド、胚芽米、小麦胚芽など

脳を活性化する運動

有酸素運動：激しい運動よりも少し早歩きのウォーキングなどを1日30分程度



余暇活動・外出・旅行

これまで続けてきた趣味はできるだけ続けられるようにします。旅行やスポーツなど、更衣や排泄などの見守り支援が必要なことを続けるためには、同性の同行者がいるとよいでしょう。子ども、グループのリーダーや、友人に病気のことを話すことで協力を得るようにしましょう。同じ趣味のボランティアを見つけることも有効です。



歩く会

定期的に公園などを認知症サポーターと共に歩いている会があります。家族だけで歩くだけでなく、認知症の仲間やサポーターと歩くことで、違った話題や他の人への配慮が思い出されてきます。お問い合わせは：06-6972-6490

休息とリラックス

寝ること、休憩をとることは、頭がそのモードに切り替わる必要があります。何か不安な気持ちになって、あるいはやっていたことをどこで止めたらいかがわからなくなって、休息がとれないことがあります。温かい飲み物を飲む、手や背中をなでるなどしてリラックスできるようにしましょう。気温や湿度にも注意し、水分や栄養が摂れているか気をつけることも大切です。

特に、体の緊張がとれにくくなってきた時には、マッサージやリラックスできる香り（ラベンダーなど）を芳香させることなどが役に立ちます。

友人・知人とのつきあい

信頼できる友人、知人には、どのような病気であるか、どのような気持ちでいるか話してみよう。大切な友人だからこそ理解してほしいことを伝えましょう。気持ちが楽になると同時に、旅行や趣味活動を続けることができるようになります。話せるかなと思える人だけでかまいません。



Aさん(本人)の場合

仕事をやめてから、職場の同僚に話しました。なんだか胸のつかえがなくなりました。認知症の番組があると録画してDVDを送ってくれます。録画を忘れてしまうので助かっています。

Bさん(家族)の場合

同業者組合の人と夫婦ぐるみで温泉に行っていました。妻がアルツハイマー病になってからやめていました。他の奥さんが妻をみてくださるといので久しぶりに参加し、妻の笑顔が見られてよかったです。

清潔、身だしなみ

特に女性の場合は、下着の購入、美容院に行く、月経の処理などが必要になることがあり、同性のサポートが必要になります。下着は、ヘルパーや娘に購入してもらうなどの工夫が必要で、配偶者が気付かない場合はサポートが必要です。

2. 医療

認知症の治療

脳血管性認知症の場合は、血圧の管理が必要になります。高血圧の人は、服薬治療が必要です。規則正しい生活や適度な運動によって、身体機能を低下させないようにすることが重要です。アルツハイマー病の場合は、薬と共に、脳の活性化を促せるよう、他の人と交流することが薬の効果を上げるといわれています。

前頭側頭型認知症(ピック病を含む)の場合は、本人に合う作業等が見つかることで周りが困るような行動は減少したり、常同行動(同じ行動や行為を目的なく何度も繰り返す)が問題でなくなります。

その他の病気の治療

糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、認知症の症状の悪化をまねく恐れがある病気です。その他の病気でも、その症状が悪化すると、認知症の人の判断力を低下させ認知症が進行したようになります。放置すれば、本当に進行してしまうこともあるため、認知症以外の病気の治療もしっかり行ってください。

歯科治療

認知症が進行すると、歯科治療が難しくなります。自分で口腔の衛生を保つことが難しくなり、歯科治療が必要となりますが、歯科医の指示がわからず、口を開けておくことが難しくなるためです。

そのため、認知症の初期に歯科治療をきちんとしておき、自分で歯磨きなどができない時は、周りの人がケアするようにします。



終末期医療

認知症に限らず、終末期に食事が摂れないと、胃ろうを作るケースが多くなっています。また、呼吸が停止すれば人工呼吸器などの使用もあります。本人が、どこまでの医療を求めるのか聞いておくことによって、家族の迷いは減少します。

3. 車の運転

車の運転は道に迷うだけでなく、空間や信号を誤認したり、とっさの判断が難しくなり危険です。75歳以上のドライバーには認知機能検査(講習予備検査)が必要となり、若年性認知症の方の場合も、本人の判断能力がまだしっかりしている時に医師などからも説得してもらい、本人が納得してやめるのが理想です。

車の運転をやめる方法として、以下の方法などがあります。ご参考にしてください。

- ・他の移動手段を考える
- ・家族が運転する
- ・子どもや孫が説得する
- ・友人、近所の人に説得してもらう
- ・自動車販売、修理店に協力してもらう
- ・車検の機会に売却、廃車にする
- ・警察や医師から告げってもらう
- ・キーがなくなったと本人に言う
- ・車を別居家族に預ける



4. 財産や日々の金銭管理、福祉サービス利用支援

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)

判断能力が低下しても契約行為を理解できる時点では、契約により、通帳・証書類の預かりサービスや、銀行からのお金の引き出し、定期的な訪問によりお金を渡す、家賃や光熱費などの支払い代行や、福祉サービスの利用手続きなどをしてもらえます。



 相談窓口 府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会

成年後見制度の利用を考えることができます

本人の意思を反映した財産管理ができる家族がいても、判断能力が低下してから、本人の入院や入所費用にあてるために不動産などの処分をするためには、成年後見人が必要となります。

■任意後見

自分で判断能力が低下した時に誰に金銭管理などを任せたいかを事前に決めておくことができます。

■法定後見

本人の判断能力が低下してしまってから四親等までの親族がそれがない人は市町村長の申し立てをして、家庭裁判所が後見人を選定します。

 相談窓口 府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会

大阪後見支援センター あいあいねっと

大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階

相談専用電話 06-6191-9500

月曜日～金曜日

午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

専門相談(専門的な助言が必要なとき)

弁護士・社会福祉士による面接相談を行います。相談は無料です。地域の支援機関からの相談をお受けしますが、必要に応じ、ご本人や家族の同伴も可能です。電話予約が必要です。

毎週木曜日

午後1時～午後2時30分～
個別の状況に応じて、出張による相談も実施しています。

大阪市成年後見支援センター(権利擁護相談支援サポートセンター事業)

大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

相談直通電話 06-4392-8282

月曜日～土曜日

午前9時～午後5時(日曜日、祝日、年末年始を除く)

専門職による相談

週2日4回 (予約制)

弁護士・司法書士・社会福祉士が電話や来所(必要に応じて訪問)により、相談をお受けします。

相談員による相談

電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします。

5. 家族への支援

家族会への参加

大阪府内にはいくつかの若年性認知症家族会があります(16、17ページ参照)。家族会に参加することで、自分の体験を話し、思いを共有し合い、「自分だけじゃない」と思えるようになります。また制度利用についての情報や生活の工夫などを話し合うことで、介護が楽になります。自宅地域の家族会に行くほうが地域の情報を入手できたり、専門職への相談につながりやすいですが、地域の家族会に参加することをためられる家族には自宅地域とは少し離れた家族会に参加する方法もあります。またFTD(前頭側頭型認知症)家族会のように、原因疾患別の認知症の家族だけが集まる会や男性介護者だけの集まりもあります。



制度手続き

自立支援医療、障がい年金、障がい者手帳のように、診断を受けた後早期に申請を行った方がよい制度があります。しかし、診断、告知後の混乱や落ち込みがあり、なかなか手続きが進まないこともあります。障がい者手帳の申請などは、地域の相談支援事業所に相談にいくと良いでしょう。また地域包括支援センターへも相談できます。

配偶者の就労支援

女性のための公共職業安定所 大阪マザーズハローワーク TEL06-7653-1098

子どもへの支援

子どもにもわかるように病気のことを説明する必要があります。親がもの忘れや今までできなかったことができなくなることによって不安定になり、子どもを理不尽に叱ったりすれば、子どもは自分が愛されていないのではないかと不安になることもあります。

また、今だけでなく本人の介護が長期にわたった場合も考えながら、子ども自身人生を考えて、選択できるように支援する必要があります。

支援する人へ

子どもに話す時のヒント

- 認知症は時間とともに少しずつ脳が病気になるしていきます。覚えたり、物事を考えたりが難しくなっていく、毎日やっていることが段々ひとりではできなくなっていく、病気になる人が自分で、この変化をとめることはできません。
- 現在治療法がないために、治すことはできませんが、将来は治る病気になるかもしれません。
- 一緒に暮らしている人が助ける必要がありますが、勉強や部活動などやりたいことを我慢する必要はありません。自分ができる範囲で助けてあげましょう。
- この病気になったのは、誰の責任でもありません。
- 親の病気のことでも相談したいことがあったら、いつでも相談してください。

(Younger People with Dementia, Alzheimer's Disease Society, 1996を参考に)

支援者の方はこのページをコピーして、ご家族等に利用している機関や制度を書いてもらいましょう。すでに利用していても名称が理解されていない場合もありますので、一緒に記入してみましょう。

どのような窓口や制度を使っていますか。

該当するものに✓や、記述してください。

1. 以下の機関ですでに、相談されている所がありますか？

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター | <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター |
| <input type="checkbox"/> 役所(障がい福祉の窓口) | <input type="checkbox"/> 役所(高齢福祉の窓口) |
| <input type="checkbox"/> かかりつけ医 | <input type="checkbox"/> 認知症疾患医療センター |
| <input type="checkbox"/> 保健センター・保健所 | <input type="checkbox"/> 介護サービス事業所 |
| <input type="checkbox"/> 若年性認知症の家族会 | <input type="checkbox"/> 地域の介護者家族会 |

その他:

2. 就労支援機関ですでに、利用されているものがありますか？

- | | |
|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> ハローワーク | <input type="checkbox"/> 障害者就労・生活支援センター |
| <input type="checkbox"/> 就労移行事業所 | <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A型・B型 |

その他:

3. 経済支援策ですでに、利用されているものがありますか？

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 傷病手当金 | <input type="checkbox"/> 失業保険 |
| <input type="checkbox"/> 障がい年金 | <input type="checkbox"/> 特定疾患の公費負担 |
| <input type="checkbox"/> 生活保護 | <input type="checkbox"/> 税の減免制度 |

その他:

4. 障害者総合支援法ですでに、利用されているものがありますか？

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療 | <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 |
| <input type="checkbox"/> 介護給付(居宅介護など) | <input type="checkbox"/> 相談支援 |
| <input type="checkbox"/> 移動支援 | |

その他:

5. 公的介護保険ですでに、利用されているものがありますか？

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 要介護認定(要介護・要支援・申請中) | <input type="checkbox"/> デイサービス・デイケア |
| <input type="checkbox"/> 訪問看護 | <input type="checkbox"/> ショートステイ |
| <input type="checkbox"/> 訪問介護 | |
| <input type="checkbox"/> 小規模多機能介護 | |

その他の介護保険制度:

6. 以下の制度ですでに、利用されているものがありますか？

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業 | <input type="checkbox"/> 成年後見制度 |
|-------------------------------------|---------------------------------|

その他:

Ⅶ. 介護保険

1. 40歳以上の方であれば、介護保険を利用できます(第2号被保険者)

特定疾病の「初老期の認知症」にあたることを伝え、要介護認定をうけるように情報提供する必要があります。65歳未満の利用者はまだまだ少ないですが、若年性認知症の方への支援を工夫している事業所も増えています。

 相談窓口 市町村介護保険担当課

介護保険サービスを活用できるように

- デイサービスでは、始めはボランティアとして参加し、その場になじむ方法もあります。
- 本人の若い時や活躍している時の写真を事業所の人に見てもらいましょう。
- 本人の好きなこと、得意なことを事業所の人に伝え、利用時に話題にしてもらったり、発揮できる場面を作ってもらいましょう。
- 本人にとってデイサービスなどが「意味ある場所」(仕事がある、楽しみがある等)になることが大切です。サービスに慣れるには時間がかかります。1ヶ月くらいで結論を出さずに気長に続けましょう。

2. グループホームや入所施設の利用について

自宅等で生活する方が望ましいですが、すぐにも施設等への入所を希望される事情のある方には、介護保険制度や申し込みの諸手続きを説明します。一般的に待機者が多い場合が多く、そのときには現在の生活の課題解決のために支援を継続することが大切です。

施設を選ぶときには

- 本人、家族が見学に行く。
- 施設の環境、管理者の考え方、スタッフや入居者の雰囲気を確認する。



Ⅷ. 相談機関

電話等による相談

名称	相談電話番号・開設日時	内容
認知症コールセンター	TEL 06-6977-2051 月・火・木・金(10時~16時)	認知症の人とその家族の悩みと心配事などの相談窓口を設置
NPO法人 認知症の人とみんなの サポートセンター	TEL・FAX 06-6972-6490	介護・支援の方法、相談窓口がわからない、などの相談窓口を設置 若年性認知症の人の交流、社会参加活動などを支援

認知症疾患医療センター

「認知症疾患医療センター」とは、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、心理・行動症状への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関です。

大阪府内の認知症疾患医療センター

病院名	所在地	最寄り駅	地域区分
医療法人北斗会 さわ病院 TEL 0120-004-142 FAX 06-6863-2007	〒561-0803 豊中市城山町1-9-1	阪急宝塚線/報部または曾根	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
特定医療法人 大阪精神医学研究所 新阿武山病院 TEL 072-693-1892 FAX 072-693-3029	〒569-1041 高槻市奈佐原4-10-1	JR京都線/摂津富田	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
特定医療法人三上会 総合病院 東香里病院 TEL 072-853-0540 FAX 072-853-0505	〒573-0075 枚方市東香里1-24-34	京阪本線/香里園または枚方市 京阪交野線/交野市	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四条畷市、交野市
医療法人清心会 山本病院 TEL 072-949-2331 FAX 072-949-2331	〒581-0025 八尾市天王寺屋6-59	JR大和路線/志紀	東大阪市、八尾市、柏原市

大阪府内の認知症疾患医療センター

病院名	所在地	最寄り駅	地域区分
医療法人六三会 大阪さやま病院 TEL 072-365-1875 FAX 072-367-3020	〒589-0032 大阪狭山市岩室 3-216-1	南海高野線／金剛	松原市、藤井寺市、羽曳野市、 大阪狭山市、富田林市、 河内長野市、太子町、河南町、 千早赤阪村
医療法人河崎会 水間病院 TEL 072-446-8102 FAX 072-446-5451	〒597-0104 貝塚市水間51	水間鉄道／水間	和泉市、泉大津市、高石市、 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、 泉南市、阪南市、忠岡町、 熊取町、田尻町、岬町
医療法人北斗会 ほくとクリニック病院 TEL 06-6554-9707 FAX 06-6554-3199	〒551-0001 大阪市大正区 三軒家西1-18-7	JR環状線または 地下鉄・長堀鶴見緑地線／大正	大阪市
大阪市立 弘済院附属病院 TEL 06-6871-8073 FAX 06-4863-5351	〒565-0874 吹田市古江台 6-2-1	大阪モノレールまたは 阪急千里線／山田	
大阪市立大学 医学部附属病院 TEL 06-6645-2896 FAX 06-6636-3539	〒545-8586 大阪市阿倍野区 旭町1-5-7	地下鉄・JR／天王寺または 近鉄南大阪線／大阪阿倍野橋	
財団法人 浅香山病院 TEL 072-222-9414 FAX 072-222-9109	〒590-0018 堺市堺区今池町 3-3-16	南海高野線浅香山または JR阪和線浅香	堺市
医療法人杏和会 阪南病院 TEL 072-278-0233 FAX 072-281-6615	〒599-8263 堺市中区 八田南之町277	JR阪和線津久野または 泉北高速深井、泉が丘	

ハンドブック作成 ワーキングメンバー

浅香山病院	柏木一恵
堺・若年性認知症支援の会アクティブ	室谷牧子
若年性認知症のご家族	3名
岸和田市福祉政策課	庄司彰義
大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	
大阪府健康医療部保健医療室地域保健感染症課	
大阪商工労働部雇用促進室雇用対策課	
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課	
特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター	杉原久仁子
	沖田裕子

監修：中西亜紀(大阪市立弘済院附属病院 認知症疾患センター)

編集：特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター



大阪府

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
〒580-8670 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6541)0351(代表)
メールアドレス korekaigo@sbx.pref.osaka.lg.jp
このパンフレットは4,000部印刷し、1部あたり0.5部印刷しております。

平成26年3月発行